

議案第9号

市立学校職員の勤務時間に関する規程中改正について

市立学校職員の勤務時間に関する規程（平成7年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月6日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

第1条第1項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」に、「市立養護学校及び市立幼稚園」を「及び市立養護学校」に改める。

第5条第1項中「並びに市立幼稚園に勤務する一般職員」を削る。

第6条第2項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

（提案理由）

大楠幼稚園の廃止に伴い、所要の条文整備をするため、この規程を改正する。

(勤務時間の割振り)

**第1条** 市立高等学校~~及び市立幼稚園~~の教育職員~~並びに~~市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例(昭和46年横須賀市条例第51号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)並びに市立高等学校、市立ろう学校<sup>及び</sup>市立養護学校~~及び市立幼稚園~~に勤務する職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)の適用を受ける職員(以下「教育職員等」という。)の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において1日につき7時間45分で、教育委員会が割り振るものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による勤務時間の割振りが、学校の円滑な運営を阻害すると認めるときは、勤務時間の割振りを変更することができる。

(休憩時間)

**第5条** 教育委員会は、正規の勤務時間が6時間を超える場合には1時間(教育職員、市立ろう学校に勤務する言語聴覚士、市立養護学校に勤務する理学療法士、作業療法士及び看護師~~並びに市立幼稚園に勤務する一般職員~~にあつては、45分)、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を、当該勤務時間の途中に与えるものとする。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、教育委員会が職務に特殊性があると認める場合は、この限りでない。

(専決)

**第6条** 教育委員会が行う教育職員等の勤務時間の割振り、週休日の振替及び休憩時間の決定は、当該職員の所属する学校の長がこれを専決する。

2 市立高等学校~~及び市立幼稚園~~の教育職員<sup>及び</sup>~~並びに~~市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例第6条第2項又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)第7条第2項若しくは第9条の規定に基づく勤務時間を超える勤務又は休日の勤務の命令は、当該職員の所属する学校の長がこれを専決する。